

## 資料 6 2－2

### 電気通信事業法第41条第3項の規定に基づく 電気通信事業者の指定等について

(諮問第3074号)

#### <目 次>

1 諒問書	1
2 内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等について	2
3 その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者を告示する件（案）	9
4 新旧対照表	10
・電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案	



諮詢第3074号

平成27年5月19日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 山本 早苗

### 諮詢書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第41条第3項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）第27条の2の2第1項の規定に基づき、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者を指定することとしたい。また、法第41条第1項の規定による損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微な電気通信設備に係る省令委任事項を定めるため、施行規則の一部を改正することとしたい。

については、法第169条第2号及び第4号の規定に基づき諮詢する。

## 内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい 電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等について

### I 背 景

近年、ネットワークやサービスの多様化・高度化の進展に伴い、電気通信事故の原因や内容等が多様化・複雑化している。

このため、総務省では、平成 25 年 4 月から「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会」を開催し、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事故防止の在り方について同年 10 月に報告書を取りまとめた。本報告書の提言に基づき、利用者への影響の大きい回線非設置事業者に回線設置事業者と同様の技術基準等の事故防止の規律を適用すること等を内容とした電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）及び関係省令等の改正を行った。（平成 27 年 4 月 1 日施行。）

本改正を踏まえ、電気通信事業法第 41 条第 3 項及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 27 条の 2 の 2 第 1 項に基づき、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務（有料かつ利用者 100 万以上の電気通信役務）を提供する回線非設置事業者を、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者として指定するに当たって、本年 3 月末時点の電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）第 2 条の規定に基づく電気通信役務の契約状況の報告等に基づき、株式会社 NTT ぷらら、ニフティ株式会社及びビッグローブ株式会社の 3 社を指定する。

また、現在、損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして技術基準等の適用除外とされている自らの伝送路設備に接続せずにデータ伝送役務等※を提供する設備について、利用者数の規模等の観点から損壊又は故障等が発生した際に利用者に及ぼす影響が高まっているものが生じている状況に鑑み、一定の要件に該当するものを提供除外の対象から除外する。新たに技術基準等の対象とする電気通信設備は、回線非設置事業者を指定する基準が有料かつ利用者 100 万以上の電気通信役務の提供とされたことを踏まえ、公平性を確保する観点から、有料かつ利用者 100 万以上の電気通信役務の提供の用に供する電気通信設備とする。

本件は、上記の指定及び改正について、電気通信事業法第 169 条第 2 号及び第 4 号の規定に基づき諮詢するものである。

※データ伝送役務等：アナログ電話、総合デジタル通信（音声伝送役務に限る）、OAB-J IP 電話、携帯電話及び PHS 以外の電気通信役務。

## II 指定及び改正の概要

### (1) 利用者への影響の大きい回線非設置事業者の指定

#### →告示の制定

- ・電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者を指定するための告示を制定し、電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者として、株式会社 NTT ぷらら、ニフティ株式会社、ビッグローブ株式会社を指定する。

### (2) 自ら設置する伝送路設備に接続せずに、有料かつ利用者 100 万以上のデータ伝送役務等を提供する回線設置事業者の設備への技術基準等の適用

#### →電気通信事業法施行規則の改正

- ・電気通信事業法施行規則第 27 条の 2 第 2 号を改正し、自ら設置する伝送路設備に接続せずに有料かつ利用者 100 万以上のデータ伝送役務等を提供する回線設置事業者の設備を技術基準等の適用対象とする。

＜参考：諮問対象外＞

### (3) 指定を受けた回線非設置通信事業者の「電気通信設備の概要」に係る届出先等

#### →電気通信事業法施行規則の改正

- ・(1) の指定に伴う電気通信事業変更届出書の届出先等に係る規定を整備。

## III 施行期日

指定及び改正することが適當と認められた後、速やかに制定の手続を行い、公布の日から施行する。

内容、利用者の範囲等からみて  
利用者の利益に及ぼす影響が  
大きい電気通信役務を提供する  
電気通信事業者の指定等について

## 参考資料

# 電気通信事業法における事故防止の規律の概要

- 回線非設置事業者における重大事故の増加等を踏まえ、技術基準等の事故防止の規律を整備するため、電気通信事業法及び関係省令等を改正。(平成27年4月1日施行)
  - ※下表の青色部分が電気通信事業法及び関係省令等の改正により追加された事項。
- 電気通信事業法第41条第3項の規定により、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務(有料かつ利用者100万以上)を提供する回線非設置事業者を、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者として告示により指定することで、回線設置事業者と同様の技術基準等を適用する。(諮問事項①)

➤ また、損壊又は故障による利用者の影響が軽微であるとして事故防止の規律の対象外となつてている回線設置事業者の設備についても、有料かつ利用者100万以上のデータ伝送役務等を提供するものについては、指定を受けた回線非設置事業者と同様に、技術基準等の対象とする。(諮問事項②)

技術基準(強制基準) (設備の設置関係)	「管理規程(自主基準) (設備の運用関係)	電気通信設備統括 管理者の選任義務	職務内容の明確化	○同上	なし
○停電対策 ○異常輻輳対策 ○災害対策 等	記載事項の充実 (全社・横断的方針等)	変更命令・遵守命令	○同上	なし	
技術基準適合命令	○同上	○同上	○同上	なし	
回線設置事業者	○同上	○同上	○同上	なし	
回線非設置事業者	○同上	○同上	○同上	なし	
○同上	○同上	○同上	○同上	なし	

## 【諮詢問事項①】利用者への影響が大きい回線非設置事業者の指定

- 電気通信事業法第41条第3項の規定により、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する回線非設置事業者を、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者として指定。

- 「内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務」の基準は、電気通信事業法施行規則第27条の2の2第2項において次のように規定。
  - ・前年度末における利用者の数が100万以上であること。
  - ・電気通信役務の対価としての料金の支払を受けるものであること。

- 電気通信事業報告規則第2条の規定による電気通信役務の契約状況の報告によれば、平成26年度末において、上記の基準を満たす電気通信役務を提供する回線非設置事業者は、株式会社NTTぶらら、ニフティ株式会社、ビックグループ株式会社の3社であり、これらの社が指定対象。

- 電気通信法施行規則第27条の2の2第1項の規定により、指定は告示により行うこととなつているため、これら3社を指定するための告示を制定。

指定する電気通信事業者	基準を満たす電気通信役務	26年度末における利用者数(委員限り)
株式会社NTTぶらら	インターネット接続サービス	
ニフティ株式会社	インターネット接続サービス	
ビックグループ株式会社	インターネット接続サービス	

※指定を受けた事業者は、指定を受けた日から3ヶ月以内に事業用電気通信設備の自己確認、管理規程の届出、電気通信設備統括管理者及び電気通信主任技術者の選任を行う。

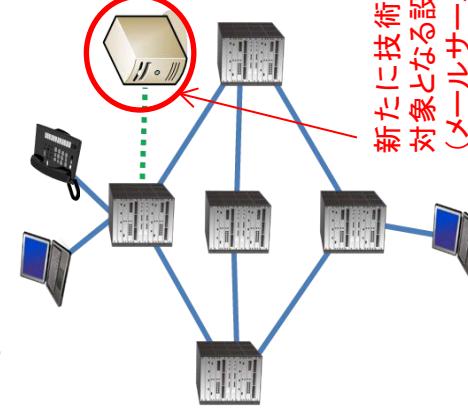
## 【 設問事項②】自ら設置する伝送路設備に接続せずに有料かつ利用者100万以上のデータ伝送役務等を提供する回線設置事業者の設備への技術基準等の適用

- 電気通信事業法施行規則第27条の2において、自ら設置する伝送路設備に接続せずにデータ伝送役務等※を提供する回線設置事業者の設備を、損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微な設備と規定し、**技術基準等は適用していない。**

- 一方、指定することにより、自ら設置する伝送路設備に接続せずにデータ伝送役務等を提供する回線非設置事業者に対しては、**技術基準等を適用する。**

- 回線設置事業者と回線非設置事業者の間の公平性の確保の観点から、「利用者の利益に及ぼす影響が軽微な設備」から、**有料かつ利用者100万以上のデータ伝送役務等を提供する回線設置事業者の設備を除外し、当該設備に技術基準等を適用する。**

改正により技術基準等の対象となる設備の例

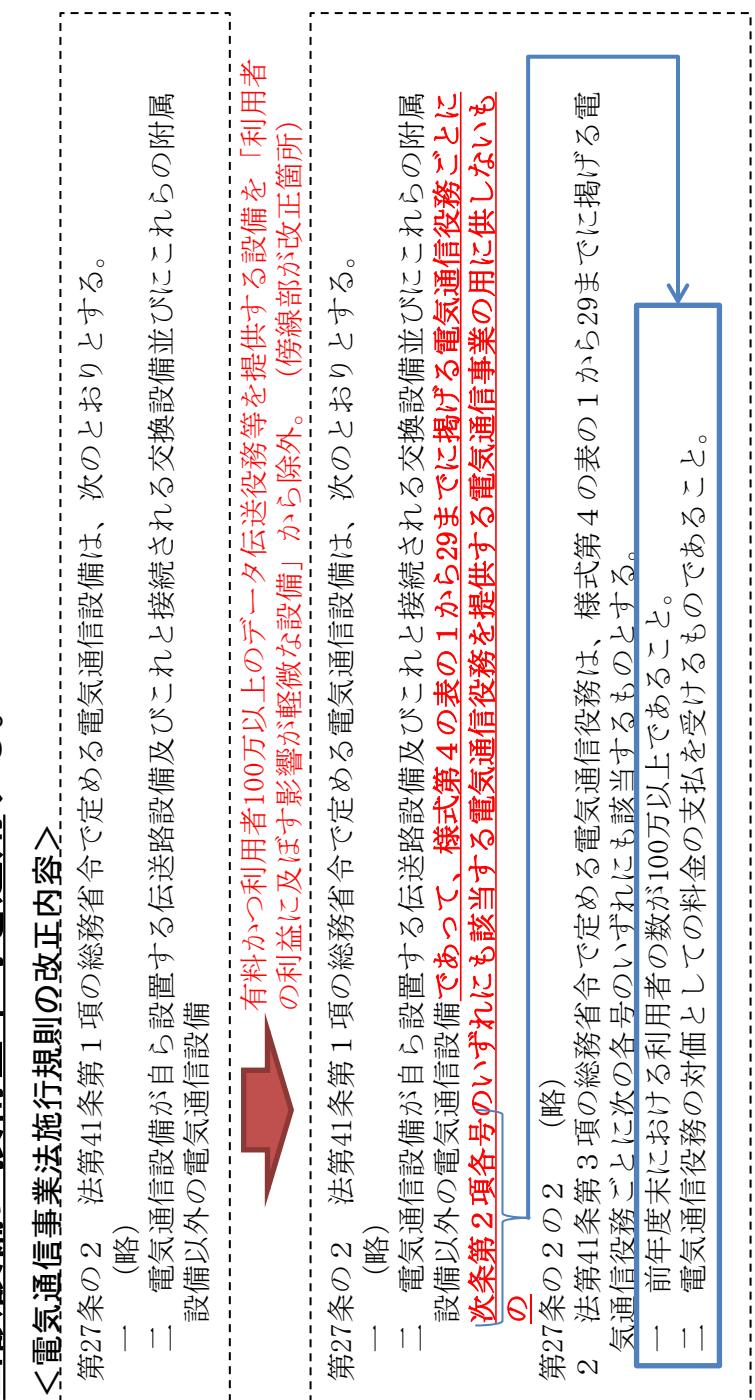


事業者自ら設置するサーバ

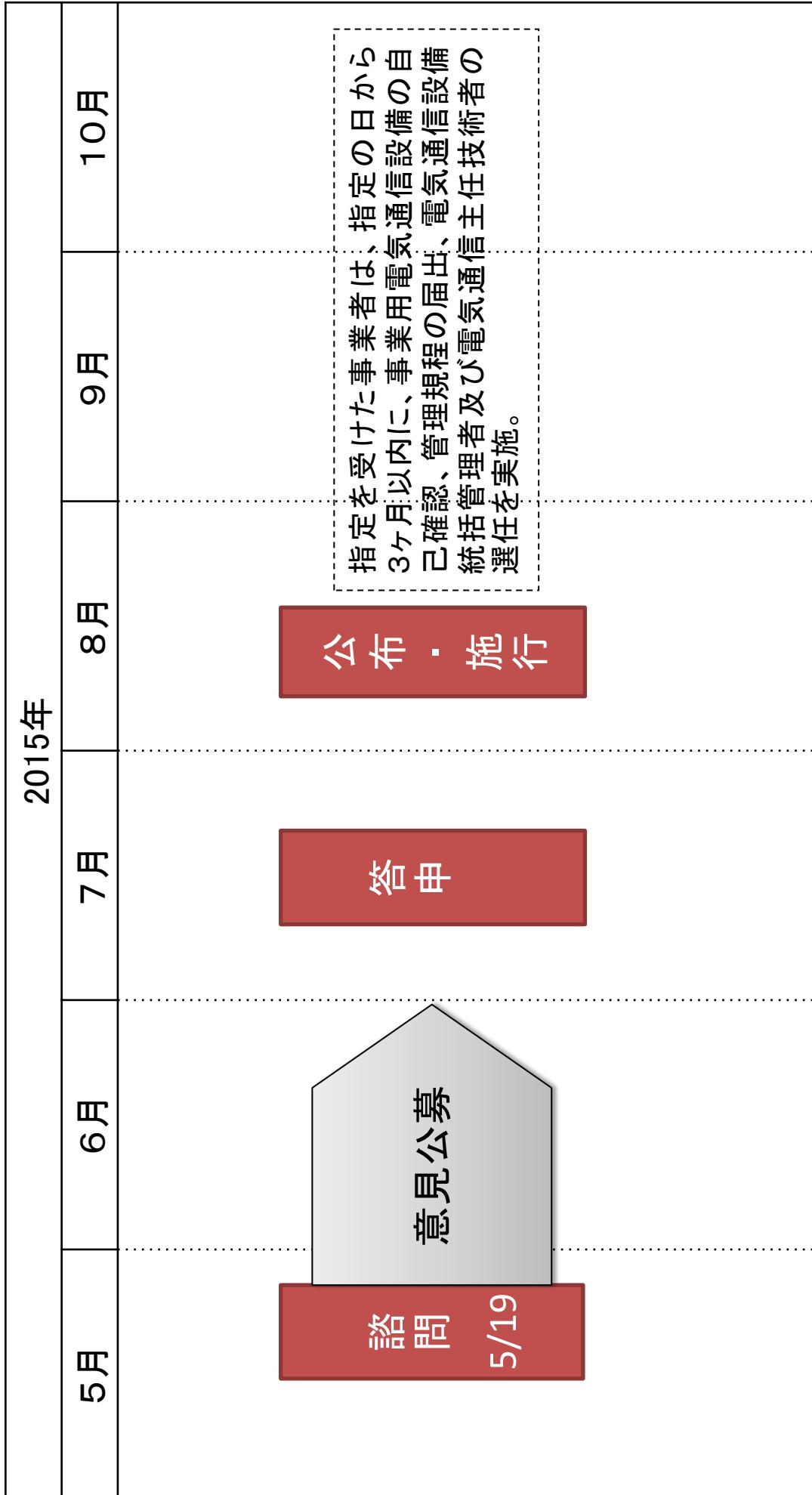
事業者自ら設置する交換設備

事業者自ら設置する伝送路設備

他の事業者の伝送路設備



## 今後のスケジュール



○ 総務省告示 第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十七条の二の二第一項の規定に基づき、  
その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者を次のように告示する。

平成二十七年 月 日

総務大臣 山本 早苗

- 一 株式会社 NTTぷらら
- 二 ニフティ株式会社
- 三 ビッグローブ株式会社

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備) 第二十七条の二 法第四十一条第一項の総務省令で定める電気通信設備 は、次のとおりとする。	(損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備) 第二十七条の二 法第四十一条第一項の総務省令で定める電気通信設備 は、次のとおりとする。
一 (略)	一 (略)
二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される 交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備(次に掲げる電 気通信設備を除く。)であつて、様式第四の表の一から二十九までに 掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれにも該当する電 気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの	二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される 交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備(次に掲げる電 気通信設備を除く。)
イ アナログ電話用設備	イ アナログ電話用設備
ロ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第五号に規定する総合デ ジタル通信用設備(音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。 第二十七条の四第一号イ及び第二号イ並びに第二十七条の五第一 項第一号及び第九号において単に「総合デジタル通信用設備」とい う。)	ロ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第五号に規定する総合デ ジタル通信用設備(音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。 第二十七条の四第一号イ及び第二号イ並びに第二十七条の五第一 項第一号及び第九号において単に「総合デジタル通信用設備」とい う。)
ハ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインタ ーネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則第九条第一項第 一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に 供するものに限る。)	ハ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインタ ーネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則第九条第一項第 一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に 供するものに限る。)
二 事業用電気通信設備規則第三条第二項第七号に規定する携帯電	二 事業用電気通信設備規則第三条第二項第七号に規定する携帯電

話用設備（第二十七条の四第一号口並びに第二十七条の五第一項第四号及び第十二号において単に「携帯電話用設備」という。）

本事業用電気通信設備規則第三条第二項第八号に規定するP.H.S用設備（第二十七条の四第一号口並びに第二十七条の五第一項第四号及び第十二号において単に「P.H.S用設備」という。）

（内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等）

第二十七条の二（略）

2 法第四十一条第三項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の一から二十九までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 前年度末における利用者の数が百万以上であること。
- 二 電気通信役務の対価としての料金の支払を受けるものであること。

（申請等の方法）

第六十九条 次の各号に掲げる申請、届出、申立て又は報告（以下「申請等」という。）をしようとする者は、当該申請等をその者の住所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を経由して行うことができる。

一〇十七 （略）

十八 法第四十四条第一項又は第二項の届出

十九 法第四十四条の三第二項の届出

二十 法第五十二条第一項の認可の申請

二十一 法第五十三条第一項の認可の申請

話用設備（第二十七条の四第一号口並びに第二十七条の五第一項第四号及び第十二号において単に「携帯電話用設備」という。）

本事業用電気通信設備規則第三条第二項第八号に規定するP.H.S用設備（第二十七条の四第一号口並びに第二十七条の五第一項第四号及び第十二号において単に「P.H.S用設備」という。）

（内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等）

第二十七条の二（略）

2 法第四十一条第三項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の一から二十九までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 前年度末における利用者の数が百万以上であること。

二 電気通信役務の対価としての料金の支払を受けるものであること。

（申請等の方法）

第六十九条 次の各号に掲げる申請、届出、申立て又は報告（以下「申請等」という。）をしようとする者は、当該申請等をその者の住所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を経由して行うことができる。

一〇十七 （略）

十八 法第四十四条第一項又は第二項の届出

十九 法第五十二条第一項の認可の申請

二十一 法第五十三条第一項の認可の申請

2 次に掲げる届出又は報告をしようとする者は、当該届出又は報告をする者の住所を管轄する総合通信局長を経由して行うものとする。

一 法第十六条各項の届出

二～六 （略）

## 附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者であつて、この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気通信事業法施行規則第二十七条の二第二号に規定する電気通信設備（この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新規則」という。）第二十七条の二第二号に規定するものを除く。）を設置しているものは、この省令の施行の日から起算して一月以内に、新規則様式第七の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

2 次に掲げる届出又は報告をしようとする者は、当該届出又は報告をする者の住所を管轄する総合通信局長を経由して行うものとする。

一 法第十六条第一項、第二項又は第三項の届出

二～六 （略）